

悪質なリフォーム事業者にご注意ください!!

法律で省エネ基準への適合が義務化されているのは「**全ての新築住宅・非住宅**」です。今お住まいの住宅は、省エネリフォームをしなくても法律違反にはなりません! ※

※増改築をするときは、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。



悪質リフォームの被害にあった場合は

契約書面を受け取った日から原則8日以内に書面または電磁的記録（電子メールの送付等）で通告すれば契約解除（クーリング・オフ）ができます。

クーリング・オフの方法（電子メール等の電磁的契約によることもできます。）

- 「契約解除通知書」と題して、「契約日」、「工事名」、「契約金額」、「リフォーム事業者・担当者の氏名・住所」に加え、契約解除する旨をハガキなどの書面に記載します。
- 表裏コピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など「出した日付」がわかる方法で送ります。
- コピーと特定記録郵便などの受取証は大切に保管してください。

おかしいな?と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

住まいに関するご相談は

住まいのダイヤル

03-3556-5147

電話受付時間 10:00～17:00
(土、日、祝祭日、年末年始を除く)

住宅リフォームと事業者の信頼関係
が深くなるための
リフォーム支援の窓口はこちら



詐欺に関するご相談は

警察相談専用電話

#9110

電話受付時間 丸24時間
(土、日、祝祭日、年末年始を除く)

※自治体によって異なります。
※対象外は、24時間受付対応の警察の管轄を
たて自治体又は自治体内で対応します。

契約に関するご相談は

消費者ホットライン

188

相談受付時間 自治体によって異なります。
窓口が設置していない自治体は窓口の名称、
電話番号及び受付時間をご案内いたしますので、
設置している自治体におかけください。